

諫早市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年2月19日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度財政援助団体等（出資団体及び公の施設の
指定管理者）監査結果報告

1 監査の対象

一般財団法人諫早市施設管理公社（出資団体及び公の施設の指定管理者）
諫早市中央体育館（指定管理施設）
諫早市総務部総務課（出捐金の所管課）
諫早市政策振興部スポーツ振興課（指定管理施設の所管課）

2 監査の期間

令和元年11月11日（月）から11月29日（金）まで

3 実地監査

令和元年11月20日（水）

4 監査の方法

平成30年度における一般財団法人諫早市施設管理公社の出納その他の事務の執行で、諫早市からの出捐金に係るもの及び諫早市中央体育館の指定管理に係るものについて、当該団体及びその所管課から提出された収支決算書及び事業報告書等の資料、また、提示のあった出納関係帳票及びその他の関係書類に基づいて、帳簿突合その他必要と認める監査手続を実施し、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、当該団体が指定管理を行っている諫早市中央体育館の実地監査を行い、その際、必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

所管課については、提出された関係書類に基づき、当該指定管理業務に関する事務が適正に行われているか監査を行った。

5 監査の着眼点

(1) 一般財団法人諫早市施設管理公社（出資団体及び公の施設の指定管理者関係）

- ① 公社の定款、経理規程等諸規程は整備されているか。
- ② 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ③ 決算書は関係書類に基づき、正確に作成されているか。
- ④ 経営成績及び財政状況は良好か。
- ⑤ 保有財産は適正か。
- ⑥ 資金の運用は適切か。
- ⑦ 経費節減は図られているか。
- ⑧ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。

⑨領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

⑩歳入歳出経理は適正か。

(2) 諫早市総務部総務課（出捐金の所管課）

①株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

②株券等の保管は良好か。

③出資者としての権利行使は適切に行われているか。

④出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

(3) 諫早市中央体育館（指定管理者関係）

①指定管理者は、関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。

②協定等に基づく、指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。

③協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

④団体の規約によって会計担当者が任命されており、正規の会計担当者が指定管理者の公金の出納事務を行っているか。

⑤規約で監事が決められており、内部監査、決算監査が行われているか。

⑥利用料金制を採っている場合、利用料金の収納は適正に行われているか。

⑦指定管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。

⑧他の事業との会計区分は明確になっているか。

⑨事業報告書は適正に作成されているか。また、事業報告書の提出は期限内になされているか。

(4) 政策振興部スポーツ振興課（指定管理施設の所管課）

①指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

②指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

③指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。

④利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。

⑤指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

⑥管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。

⑦指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。

⑧指定管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。

⑨事業報告書の点検は適切に行われているか。

⑩指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。

6 監査の結果

平成30年度における一般財団法人諫早市施設管理公社の出納その他の事務の執行で、諫早市からの出捐金に係るもの及び諫早市中央体育館の指定管理に係るものについては、おおむね適正に執行されているが、一部において不適切な事務処理が見受けられたのでその状況を記載する。

なお、監査の際の軽微な注意事項については、関係者に対し口頭でその改善を求めた。

出資団体及び公の施設の指定管理者に対するもの

○出資団体の出納事務について改善を求めるもの

【指導事項】

一般財団法人諫早市施設管理公社処務規則第8条第1項別表第2によると、1件50万円未満の支出の原因となる契約その他の行為の専決者は事務局次長、1件20万円未満の支出の専決者は主任と規定されているが、1件50万円未満の支出伺兼支出命令書を主任で決裁している事例、1件20万円未満の支出伝票を事務局次長で決裁している事例が見受けられた。

については、規則に基づく適正な出資団体の出納事務の執行に努められたい。

○公の施設の指定管理業務について改善を求めるもの

【指導事項】

平成30年度諫早市中央体育館の管理に関する協定書第3条第2項によると、業務の範囲及び管理の基準について変更が必要となった場合には、相手方に対して書面で申出を行い、協議のうえ変更することができる規定されているが、業務仕様書で定める体育館の使用許可申請の受付開始日について、市に申出が行われないうえ変更している事例が見受けられた。

については、協定書に基づく適正な公の施設の指定管理業務の執行に努められたい。